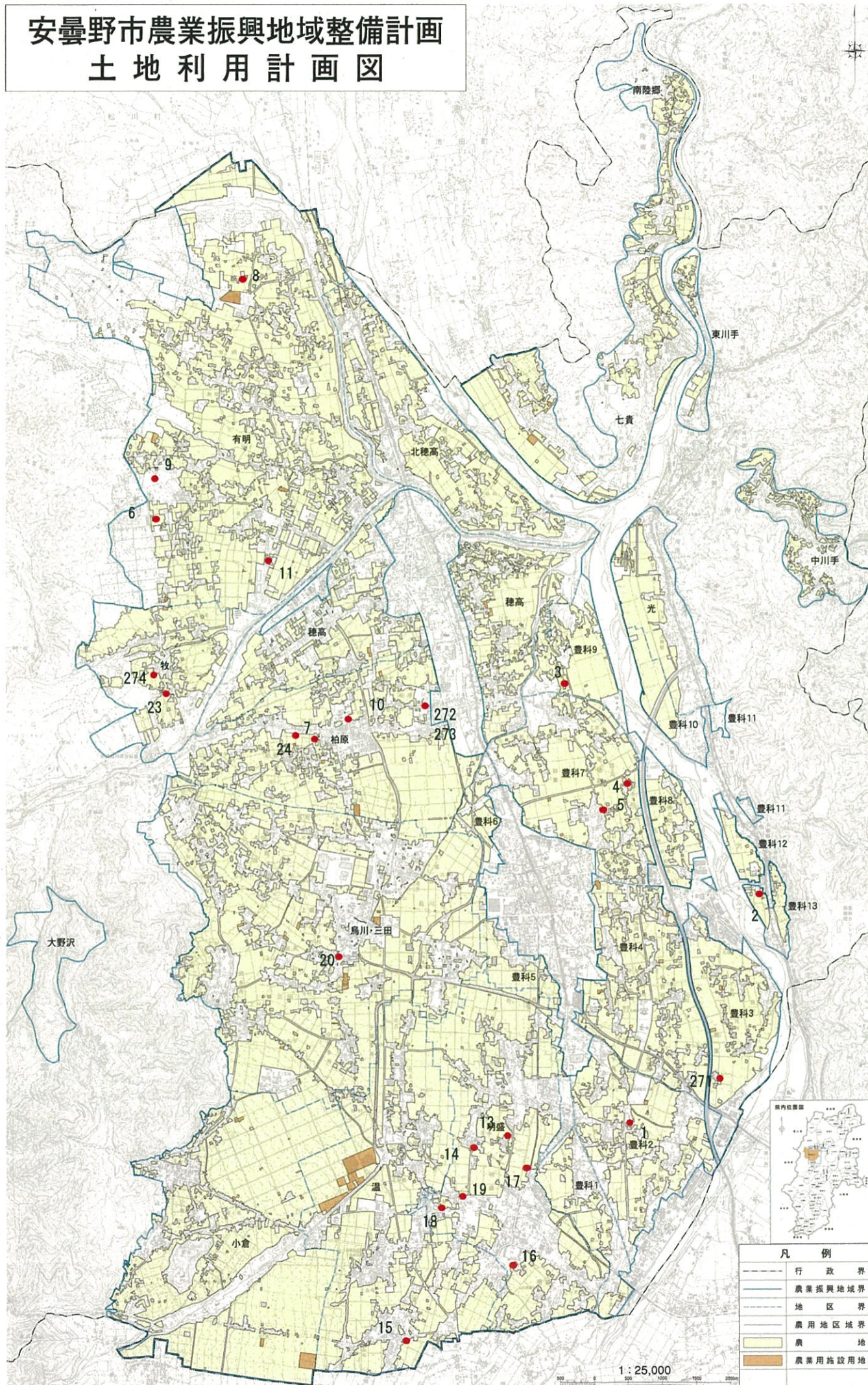


地域指定年度	平成 17 年度
計画策定年度	平成 17 年度
計画見直し年度	平成 24 年度
計画見直し年度	令和 2 年度

安曇野市農業振興地域整備計画書（案）

令和 3 年 3 月
長野県安曇野市

安曇野市農業振興地域整備計画 土地利用計画図



地域	地区	本番	枝番	地目	地積(m ²)	用途区分	農用地面積(m ²)	施設面積(m ²)	変更年月日	変更内容	備考
豊科	豊科	38	4	田	64	農地	0	0	R06後期	除外 64m ² :64m ² →0m ²	枝番2から分筆
豊科	南穂高	1339	2	田	237	農地	0	0	R06後期	除外 237m ² :237m ² →0m ²	
豊科	南穂高	1867	3	田	114	農地	0	0	R06後期	除外 114m ² :114m ² →0m ²	
豊科	南穂高	2517	3	田	442	農地	0	0	R06後期	除外 442m ² :442m ² →0m ²	
豊科	南穂高	2522		田	771	農地	0	0	R06後期	除外 771m ² :771m ² →0m ²	
豊科	南穂高	2531		田	438	農地	0	0	R06後期	除外 438m ² :438m ² →0m ²	
豊科	南穂高	6761	3	畑	720	農地	220	0	R06後期	除外 500m ² :720m ² →220m ²	
豊科	高家	1554	2	田	819	農地	819	0	R06後期	除外 102.49m ² :819m ² →716.51m ²	
豊科	高家	1554	3	畑	107	農地	107	0	R06後期	除外 107m ² :107m ² →0m ²	
豊科	田沢	5596	5	田	154	農地	0	0	R06後期	除外 24.26m ² :24.26m ² →0m ²	10筆中115m ² は農用地

地域	地区	本番	枝番	地目	地積(㎡)	用途区分	農用地面積(㎡)	施設面積(㎡)	変更年月日	変更内容	備考
穂高	有明	3617	39	畑	60	農地	0	0	R06後期	除外 60㎡:60㎡→0㎡	
穂高	有明	5660	1	田	564	農地	542	0	R06後期	除外 22㎡:564㎡→542㎡	
穂高	有明	8037	1	畑	2,913	農地	2,170	0	R06後期	除外 743㎡:2,913㎡→2,170㎡	
穂高	有明	10315	1	田	882	農地	0	0	R06後期	除外 882㎡:882㎡→0㎡	
穂高	牧	97	1	畑	2,776	農地	2,776	0	R06後期	編入 2776㎡:0㎡→2776㎡	
穂高	牧	249	2	田	341	農地	151	0	R06後期	除外 190㎡:341㎡→151㎡	
穂高	柏原	1477	1	田	1,193	農地	417	0	R06後期	除外 393㎡+383㎡:1193㎡→417㎡	2件同時受付
穂高	柏原	2990	1	畑	1,877	農地	1,565	0	R06後期	除外 312㎡:1877㎡→1565㎡	
穂高	柏原	4094	1	田	1,417	農地	1,417	0	R06後期	編入 1417㎡:0㎡→1417㎡	
穂高	柏原	5246	2	畑	33	農地	0	0	R06後期	除外 33㎡:33㎡→0㎡	

地域	地区	本番	枝番	地目	地積(m ²)	用途区分	農用地面積(m ²)	施設面積(m ²)	変更年月日	変更内容	備考
三郷	温	858	1	畑	360	農地	0	0	R06後期	除外 360m ² :360m ² →0m ²	
三郷	明盛	135	1	田	3,036	農地	0	0	R06後期	除外 3036m ² :3036m ² →0m ²	
三郷	明盛	135	2	田	1,156	農地	0	0	R06後期	除外 1156m ² :1156m ² →0m ²	
三郷	明盛	135	3	田	1,925	農地	0	0	R06後期	除外 1925m ² :1925m ² →0m ²	
三郷	明盛	135	4	田	259	農地	0	0	R06後期	除外 259m ² :259m ² →0m ²	
三郷	明盛	1025	3	田	897	農地	0	0	R06後期	除外 897m ² :897m ² →0m ²	
三郷	明盛	2234		田	1,495	農地	0	0	R06後期	除外 1495m ² :1495m ² →0m ²	
三郷	明盛	2235	1	宅地	336	農業用施設用地	0	0	R06後期	除外 336m ² :336m ² →0m ²	
三郷	明盛	4212	1	田	89	農地	0	0	R06後期	除外 89m ² :89m ² →0m ²	
三郷	明盛	4212	2	畑	36	農地	0	0	R06後期	除外 36m ² :36m ² →0m ²	
三郷	明盛	4459	2	畑	415	農地	370	0	R06後期	除外 45m ² :415m ² →370m ²	
三郷	明盛	4555	2	田	1,467	農地	0	0	R06後期	除外 1467m ² :1467m ² →0m ²	
三郷	明盛	4934	7	田	608	農地	0	0	R06後期	除外 608m ² :608m ² →0m ²	

地域	地区	本番	枝番	地目	地積(m ²)	用途区分	農用地面積(m ²)	施設面積(m ²)	変更年月日	変更内容	備考
堀金	烏川	3006	3	田	1,876	農地	1,208	0	R06後期	除外 303㎡+303㎡:506㎡:1814㎡→1208㎡	

1 農用地区域からの除外

別紙

(1) 農用地等以外の用途に供することを目的とするもの

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
271	豊科高家1554- 2 豊科高家1554- 3	田 畑	819 107	102.49 全面積	農業振興 地域農用 地区域	市の農業振興を図る観点から定める「安曇 野市の農業の振興に関する計画」により、 本件について、地域の総合的な土地利用 において問題がなく、農業上の土地利用に おいても、その支障が軽微であると認められ る。 法の位置付けについては、以下のとおり 【農業振興地域の整備に関する法律】 第10条第4項 【農業振興地域の整備に関する法律施行 令】 第8条第4号 【農業振興地域の整備に関する法律施行 規則】 第4条の5第1項第27号

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
272	穂高柏原1477-1	田	1193	393	農業振興 地域農用 地区域	市の農業振興を図る観点から定める「安曇野市の農業の振興に関する計画」により、本件について、地域の総合的な土地利用において問題がなく、農業上の土地利用においても、その支障が軽微であると認められる。 法の位置付けについては、以下のとおり 【農業振興地域の整備に関する法律】 第10条第4項 【農業振興地域の整備に関する法律施行令】 第8条第4号 【農業振興地域の整備に関する法律施行規則】 第4条の5第1項第27号

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
273	穂高柏原1477- 1	田	1193	383	農業振興 地域農用 地区域	市の農業振興を図る観点から定める「安曇野市の農業の振興に関する計画」により、本件について、地域の総合的な土地利用において問題がなく、農業上の土地利用においても、その支障が軽微であると認められる。 法の位置付けについては、以下のとおり 【農業振興地域の整備に関する法律】 第10条第4項 【農業振興地域の整備に関する法律施行令】 第8条第4号 【農業振興地域の整備に関する法律施行規則】 第4条の5第1項第27号

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
274	穂高牧249-2	田	341	190	農業振興 地域農用 地区域	市の農業振興を図る観点から定める「安曇野市の農業の振興に関する計画」により、本件について、地域の総合的な土地利用において問題がなく、農業上の土地利用においても、その支障が軽微であると認められる。 法の位置付けについては、以下のとおり 【農業振興地域の整備に関する法律】 第10条第4項 【農業振興地域の整備に関する法律施行令】 第8条第4号 【農業振興地域の整備に関する法律施行規則】 第4条の5第1項第27号

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
1	豊科38-4	田	64	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 既に既存敷地の一部として利用されており、敷地拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 既存の利用形態と変更がないため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
2	豊科田沢5596- 5	田	154	24.26	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 既に既存敷地の一部として利用されており、敷地拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 既存の利用形態と変更がないため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
3	豊科南穂高 6761-3	畑	720	500	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 既存敷地の拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 東側と南が集落と接続しており、北側は市有雑種地、西側は残農地として残す。湧水地であるが、土地改良区や下流の養鱈場等には説明済。周辺農地、耕作等に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
4	豊科南穂高 1339-2 豊科南穂高 1867-3	田	237 114	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 西側が集落と接続しており、東側、北側は所有者、耕作者の同意を得ている。隣地空き家取壊しとの一体開発であり、既に家が建築された部分が主となるため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
5	豊科南穂高 2517-3 豊科南穂高 2522 豊科南穂高 2531	田	442 771 438	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 北側、西側、東側の一部が集落と接続しており、南側は所有者、耕作者の同意を得ている。集落に囲まれた箇所周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
6	穂高有明8037- 1	畑	2913	743	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、接道要件などの自己条件を考慮した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 西側が集落と接続しており、北側と東側は申出者の父の土地で申出者が将来相続予定。農家住宅のように利用する意向があり周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
7	穂高柏原2990-1	畑	1877	312	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、接道要件などの自己条件を考慮した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 西側が集落と接続しており、北側と東側は申出者の父の土地であり同意を得ている。周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
8	穂高有明5660-1	田	564	22	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 既存敷地に進入するための道の拡幅であり、両脇の農地所有者へ相談し同意が得られた場所として本申出地選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 道の拡幅であり幅も最低限であることから周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
9	穂高有明3617-39	畑	60	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 既に既存敷地の一部として利用されており、敷地拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 既存の利用形態と変更がないため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
10	穂高柏原5246- 2	畑	33	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 既に既存敷地の一部として利用されており、敷地拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 既存の利用形態と変更がないため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
11	穂高有明 10315-1	田	882	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 利用者の利便性、安全性を考慮し、既存敷地の隣接地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 北側、東側が集落と接続しており、南側は所有者、耕作者の同意を得ている。駐車場として建築物は計画していないため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

1 農用地区域からの除外

別紙

(1) 農用地等以外の用途に供することを目的とするもの

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
13	三郷明盛4212- 1 三郷明盛4212- 2	田 畑	89 36	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 既存敷地の拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 北側は住宅敷地、東側が集落と接続しており、西側は4M以上の道路挟んでいる。南側は所有者、耕作者の同意を得ている。売買により既存建物取壊し済だが、取壊し前は違反状態で宅地の用に供されていたため周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
14	三郷明盛4459- 2	畑	415	45	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 既に既存敷地の一部として利用されており、敷地拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 既存の利用形態と変更がないため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
15	三郷温858-1	畑	360	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 既に既存敷地の一部として利用されており、敷地拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 既存の利用形態と変更がないため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

1 農用地区域からの除外

別紙

(1) 農用地等以外の用途に供することを目的とするもの

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
16	三郷明盛135-2 三郷明盛135-1 三郷明盛135-3 三郷明盛135-4 三郷明盛1025- 3	田	1156 3036 1925 259 897	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 開発地の大部分が集落と接続しているため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
17	三郷明盛2234 三郷明盛2235- 1	田 宅地	1495 336	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 南側が集落と接続しており、北側、東側は所有者、耕作者の同意を得ている。市の条例上拠点市街区域内のため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
18	三郷明盛4934-7	田	608	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 西側が集落と接続しており、南側、東側は白地として一体開発計画地、北側は所有者、耕作者の同意を得ている。三郷地域の主要道路沿いであり周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
19	三郷明盛4555- 2	田	1467	全面積	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 東側と南側が集落と接続しており、北側、西側は所有者、耕作者の同意を得ている。集落に囲まれた部分の宅地との一体開発であり周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
20	堀金烏川3006-3	田	1814	303	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、接道要件などの自己条件を考慮した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 北、東、西の3辺が集落と接続しており、南側は申出地と同一所有者で同意を得ている。農地との間に庭をつくる設計としているため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		除外前の 用途区分	除外の理由
21	堀金烏川3006-3	田	1814	303	農業振興 地域農用 地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、接道要件などの自己条件を考慮した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 北、東、西の3辺が集落と接続しており、南側は申出地と同一所有者で同意を得ている。農地との間に庭をつくる設計としているため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

(2) 農用地区域に含まれない土地等に係るもの(前期(1)以外のもの)

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	現況 地目	面積	除外前の 用途区分	具体的な理由	根拠 法令 条項

該当案件無し

(3) 用途変更

整理 番号	除外する土地 の所在・地番	面積	変更前の 用途区分	変更後の 用途区分	変更の理由

該当案件無し

整理 番号	編入する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		編入前の 用途区分	編入の理由
23	穂高牧97-1	畑	2776	全面積	農業振興 地域農用 地区域外	今後も継続した営農意向があり、集团的に 存在する農用地の一部と認められるため。

整理 番号	編入する土地 の所在・地番	現況 地目	面積		編入前の 用途区分	編入の理由
24	穂高柏原4094-1	田	1417	全面積	農業振興 地域農用 地区域外	今後も継続した営農意向があり、集団的に 存在する農用地の一部と認められるため。